

水源地域内の土地売買等又は開発行為 を行う場合は事前の届出が必要です 岐阜県水源地域保全条例

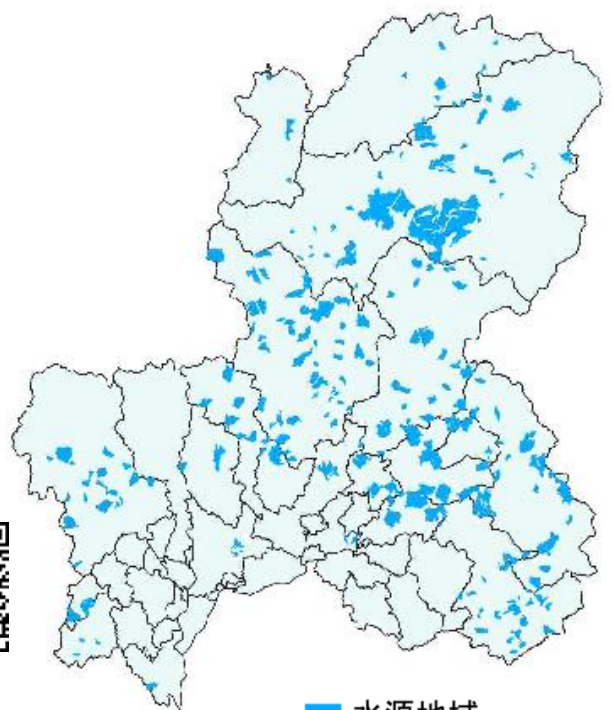


「清流の国ぎふ」の豊かな水は、県民の財産です。

この水を後世に引き継いでいくためには、その源である水源の保全に取り組んでいく必要があります。

この条例は、水源地域保全のために、土地利用が適正に利用されることなどを目的としています。

岐阜県の水源地域



■ 水源地域

詳しくはホームページをご覧ください

岐阜県水源地域保全条例

検索



清流の国ぎふ

事前届出の概要

区 分	土地の所有権等の移転等の届出	開発行為の届出
対 象 と なる行為	○所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転又は設定に係る契約を締結する場合（相続は除く）	○土石、樹根、鉱物の採掘、開墾、盛土、切土、土砂の堆積 ○建物その他工作物の新築、改築、増築、移転、撤去 ○水資源を採取するための設備の設置
対象除外	○国、県、市町村との契約 ○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるためのもの ○規則で定める公益性の高い事業である場合 1 電気事業法による電気事業者が行う送電線路設置事業の一部（※鉄塔、管渠、開閉所などは届出要）、配電線路設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要） 2 電気通信事業法による認定電気通信事業者が行う通信設備設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要）	○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるための行為 ○森林施業及び管理に必要な開発行為 ○規則で定める開発行為 1 自己の居住の用に供する住宅の建築、移転又は撤去 2 電柱、電話柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築 3 家庭用水の取水を目的とする設備（複数戸分をまとめて取水するものを除く。）の設置 4 立木の生育を阻害するおそれのないもの
届 出 者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売り主）	開発行為を行おうとする方
届出時期	契約をしようとする 30日前 まで	開発行為をしようとする 60日前 まで

※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、勧告・公表・5万円以下の過料が科せられます。

提出先・問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号（内線）
県庁森林保全課水源林保全係	岐阜市薮田南2-1-1（県庁14階）	058-272-8496（直通）
岐阜農林事務所林業課	岐阜市薮田南5-14-53（OKBふれあい会館 第1棟8階）	058-214-7406（直通）
西濃農林事務所林業課	大垣市江崎町422-3（西濃総合庁舎）	0584-73-1111（394）
揖斐農林事務所林業課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1（揖斐総合庁舎）	0585-23-1111（441）
中濃農林事務所林業課	美濃市生櫛1612-2（中濃総合庁舎）	0575-33-4011（232）
郡上農林事務所林業課	郡上市八幡町初音1727-2（郡上総合庁舎）	0575-67-1111（251）
可茂農林事務所林業課	美濃加茂市古井町下古井2610-1（可茂総合庁舎）	0574-25-3111（427）
東濃農林事務所林業課	多治見市上野町5-68-1（東濃西部総合庁舎）	0572-23-1111（291）
恵那農林事務所森林保全課	恵那市長島町正家後田1067-71（恵那総合庁舎）	0573-26-1111（315）
下呂農林事務所林業課	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	0576-52-3111（224）
飛騨農林事務所森林保全課	高山市上岡本町7-468（飛騨総合庁舎）	0577-33-1111（484）

電子メールによる提出の場合は、各機関のホームページに記載されたメールアドレスへ送付してください。

岐阜県林政部森林保全課水源林保全係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 電話 058-272-8496

FAX 058-278-2707 E-mail c11519@pref.gifu.lg.jp

岐阜県ホームページ<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9280.html>



岐阜県

R7.4.1